

## 第2回公募 しまね地域産業資源活用支援事業

補助金

～地域産業資源を活用した事業化への取り組みを支援します～

しまね地域産業資源活用支援事業は、県内中小企業者等による地域産業資源（農林水産品、鉱工業品、加工技術、観光資源）を活用した事業化への取り組みに対しその費用の一部を補助します。

今回、これまでの「一般型」が「県内波及型」となり要件が変更、「県内取引強化型」は「県内新規取引型」に名称のみ変更しています。詳しくは公募要項をご確認ください。

【対象者】 県内に主たる事業所等を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人、創業者

【対象事業】 地域産業資源を活用した新商品、新サービスの研究開発、既存商品、既存サービスの改良及び販路開拓の初期段階の事業のうち、実現可能な具体的事業計画を有するもの（各型共通）

## 1. 県内波及型

●補助率：1/2 以内（機械、設備整備費<sup>(注1)</sup>1/3以内）

●補助限度額：50万円～300万円

●補助対象期間：交付決定日～令和3年2月28日

| 【対象事業】                           | 【対象経費】  |
|----------------------------------|---|
| 県内事業者との取引額の増加等、県内への経済波及効果が見込めるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品、新サービスの研究開発事業又は既存商品、既存サービスの改良事業にかかる経費</li> <li>・新商品、新サービス又は改良した既存商品、既存サービスの販路開拓事業にかかる経費</li> </ul> |

(注1)機械、設備整備費：研究開発・改良に必要な設備であって、設備の更新、汎用性があり目的外使用になるものは補助対象外

## 2. 県内新規取引型

●補助率：2/3 以内（機械、設備整備費<sup>(注1)</sup>1/3以内）

●補助限度額：50万円～400万円（研究開発・改良事業は下限30万円）

●補助対象期間：交付決定日～13ヶ月<sup>(注2)</sup>

| 【対象事業】  | 【対象経費】   |
|---|--|
| 新たに県内事業者と取引を図るもので、かつ当該取引に係る原材料生産又は加工等が県内で行われるものであり、地域への経済波及効果が見込まれるもの | 「1. 県内波及型」の対象経費に加え、原材料の調達先・加工先等に係る県内取引の拡大を図るために要する経費 |

(注2)ただし、令和2年度は令和3年2月28日迄とし、3月1日から2年目交付決定日前日までは補助対象外

【対象者】 商工団体等（商工会議所、商工会、連合会、中小企業団体中央会、しまね産業振興財団）

## 3. 連携事業型

●補助率：事業費 2/3 以内、事務費 10/10 以内（機械、設備整備費は対象外）

●補助限度額：事業費 50万円～600万円、事務費 事業費の補助対象経費×20%

と40万円のいずれか低い額 ●補助対象期間：交付決定日～13ヶ月<sup>(注2)</sup>

| 【対象事業】   | 【対象経費】   |
|--|--|
| 商工団体のマネジメントのもと、相互の収益拡大を目指して新たな商品化等が行われる連携事業 <sup>(注3)</sup> であり、広く県内への経済波及効果が見込まれるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費：「1. 県内波及型」の対象経費</li> <li>・事務費：商工団体等が連携事業を適切に管理および支援するために必要な経費</li> </ul> |

(注3)連携事業：複数（ただし、事業協同組合または協業組合を複数含まない場合は3者以上）の異なる業種の中小企業者等が連携して取り組む事業

＝補助事業申請の流れ＝

支援機関へ  
申請書等提出

商工会連合会  
で事前審査

審査委員会  
(プレゼンテーション)

公募期間：令和2年8月6日(木)～9月10日(木)

交付申請

交付決定  
(10月中旬予定)

事業実施

○お問合せは、下記または最寄りの支援機関（商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、しまね産業振興財団）へ

島根県商工会連合会

〒690-0886 島根県松江市母衣町 55-4 ☎ 0852-21-0651

〃 石見事務所

〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 いわみぶらっと内 ☎ 0855-22-3590

※詳細は公募要領をご確認ください。公募要領・申請様式はダウンロードできます。(http://www.shoko-shimane.or.jp)